

「FX24 インターネット取引説明書」の一部改正について

下線部変更  
(平成26年4月28日)

現 行	変 更 後																											
(前 文) (省 略)  (枠 内) (省 略) I～IV (省 略) V (省 略)	(前 文) (現行どおり)  (枠 内) (現行どおり) I～IV (現行どおり) V (現行どおり)																											
(追 加)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="818 508 1054 555">カバー先の商号</th> <th data-bbox="1054 508 1224 555">業務内容</th> <th data-bbox="1224 508 1505 555">監督当局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="818 555 1054 696"><u>ニューエッジ</u></td> <td data-bbox="1054 555 1224 696">証券業</td> <td data-bbox="1224 555 1505 696">英金融行為機構および英健全性規制機構</td> </tr> <tr> <td data-bbox="818 696 1054 792"><u>ソシエテ・ジェネラル</u></td> <td data-bbox="1054 696 1224 792">銀行業</td> <td data-bbox="1224 696 1505 792">フランス金融市場庁</td> </tr> <tr> <td data-bbox="818 792 1054 987"><u>ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー</u></td> <td data-bbox="1054 792 1224 987">銀行業</td> <td data-bbox="1224 792 1505 987">英金融行為機構および英健全性規制機構</td> </tr> <tr> <td data-bbox="818 987 1054 1128"><u>J Pモルガン・チェース・バンク N.A.</u></td> <td data-bbox="1054 987 1224 1128">銀行業</td> <td data-bbox="1224 987 1505 1128">米国の金融監督当局</td> </tr> <tr> <td data-bbox="818 1128 1054 1225"><u>BNPパリバ</u></td> <td data-bbox="1054 1128 1224 1225">銀行業</td> <td data-bbox="1224 1128 1505 1225">フランス金融市場庁</td> </tr> <tr> <td data-bbox="818 1225 1054 1366"><u>ノムラ・インターナショナル PLC</u></td> <td data-bbox="1054 1225 1224 1366">証券業</td> <td data-bbox="1224 1225 1505 1366">英金融行為機構および英健全性規制機構</td> </tr> <tr> <td data-bbox="818 1366 1054 1462"><u>クレディ・スイス AG</u></td> <td data-bbox="1054 1366 1224 1462">銀行業</td> <td data-bbox="1224 1366 1505 1462">スイス連邦金融市場監督機構</td> </tr> <tr> <td data-bbox="818 1462 1054 1693"><u>ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー</u></td> <td data-bbox="1054 1462 1224 1693">銀行業</td> <td data-bbox="1224 1462 1505 1693">米国の金融監督庁</td> </tr> </tbody> </table>	カバー先の商号	業務内容	監督当局	<u>ニューエッジ</u>	証券業	英金融行為機構および英健全性規制機構	<u>ソシエテ・ジェネラル</u>	銀行業	フランス金融市場庁	<u>ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー</u>	銀行業	英金融行為機構および英健全性規制機構	<u>J Pモルガン・チェース・バンク N.A.</u>	銀行業	米国の金融監督当局	<u>BNPパリバ</u>	銀行業	フランス金融市場庁	<u>ノムラ・インターナショナル PLC</u>	証券業	英金融行為機構および英健全性規制機構	<u>クレディ・スイス AG</u>	銀行業	スイス連邦金融市場監督機構	<u>ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー</u>	銀行業	米国の金融監督庁
	カバー先の商号	業務内容	監督当局																									
	<u>ニューエッジ</u>	証券業	英金融行為機構および英健全性規制機構																									
	<u>ソシエテ・ジェネラル</u>	銀行業	フランス金融市場庁																									
	<u>ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー</u>	銀行業	英金融行為機構および英健全性規制機構																									
	<u>J Pモルガン・チェース・バンク N.A.</u>	銀行業	米国の金融監督当局																									
	<u>BNPパリバ</u>	銀行業	フランス金融市場庁																									
	<u>ノムラ・インターナショナル PLC</u>	証券業	英金融行為機構および英健全性規制機構																									
	<u>クレディ・スイス AG</u>	銀行業	スイス連邦金融市場監督機構																									
	<u>ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー</u>	銀行業	米国の金融監督庁																									
VI～VIII (省 略)  (本 文) 1. (省 略)  2. 本取引のルールおよび仕組みについて (1)～(3) (省 略) (4) 取引の方法	VI～VIII (現行どおり)  (本 文) 1. (現行どおり)  2. 本取引のルールおよび仕組みについて (1)～(3) (現行どおり) (4) 取引の方法																											

現 行	変 更 後
<p>① (省 略)</p> <p>②取引コース 本取引では、新規注文の発注時に、当社が規定する下記の(a)から(e)のコース（法人のお客様は原則(a)から(g)のコース）の中からいずれかひとつをお選びいただきます。実際の証拠金額につきましては、<u>当社ホームページの「サービス一覧（口座開設と取引ルール）」</u>をご参照ください。</p> <p>(a)～(g) (省 略)</p> <p>③基準価格および証拠金額</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) 基準価格に応じた 1 万通貨単位あたりのコース別必要証拠金額は、<u>当社ホームページの「サービス一覧（口座開設と取引ルール）」</u>をご参照ください。</p> <p>(c) (省 略)</p> <p>(d) お客様のご出金につきましては、本口座の出金可能額の範囲で承ります。出金可能額の計算方法および出金日は下記の通りとなり、お客様の指定口座にお振込みいたします。</p> <p><b>【出金可能額の計算方法】</b> (省 略)</p> <p><b>【出金日】</b> (省 略)</p> <p>※国内の銀行等金融機関の休業日にご出金の指示があった場合には、翌日以降の直近の銀行営業日の<u>午前 10 時にご出金のご依頼をいただいたものといたします。</u></p> <p>※<u>ご依頼いただきました出金指示につきましては、午後 4 時に</u>出金承認を行います（国内の銀行等金融機関の休業日を除きます）。出金指示額は即時に有効証拠金から差引かれますので、出金指示をされる場合は、ロスカットルール（2. (4)⑧(b)）にご注意ください。また午後 3 時 50 分以降は、出金指示のお取消しができなくなりますので、ご注意ください。</p> <p><b>【万が一の場合の証拠金等の返還】</b> (省 略)</p> <p>(e) (省 略)</p>	<p>① (現行どおり)</p> <p>②取引コース 本取引では、新規注文の発注時に、当社が規定する下記の(a)から(e)のコース（法人のお客様は原則(a)から(g)のコース）の中からいずれかひとつをお選びいただきます。実際の証拠金額につきましては、<u>当社ホームページ</u>をご参照ください。</p> <p>(a)～(g) (現行どおり)</p> <p>③基準価格および証拠金額</p> <p>(a) (現行どおり)</p> <p>(b) 基準価格に応じた 1 万通貨単位あたりのコース別必要証拠金額は、<u>当社ホームページ</u>をご参照ください。</p> <p>(c) (現行どおり)</p> <p>(d) お客様のご出金につきましては、本口座の出金可能額の範囲で承ります。出金可能額の計算方法および出金日は下記の通りとなり、<u>原則として出金承認の翌銀行営業日</u>にお客様の指定口座にお振込みいたします。</p> <p><b>【出金可能額の計算方法】</b> (現行どおり)</p> <p><b>【出金日】</b> (現行どおり)</p> <p>※国内の銀行等金融機関の休業日にご出金の指示があった場合には、翌日以降の直近の銀行営業日の<u>午後 4 時以前に出金のご依頼をいただいたものとします。</u></p> <p>※<u>ご依頼いただいた出金指示は、国内の銀行営業日の午後 4 時に</u>出金承認を行います。出金指示額は即時に有効証拠金から差引かれますので、出金指示をされる場合は、ロスカットルール（2. (4)⑧(b)）にご注意ください。また午後 3 時 50 分以降は、出金指示のお取消しができなくなります。</p> <p><b>【万が一の場合の証拠金等の返還】</b> (現行どおり)</p> <p>(e) (現行どおり)</p>

現 行	変 更 後		
<p>④～⑨ (省 略)</p> <p>(5) (省 略)</p> <p>3～6. (省 略)</p> <p>7. 金融商品取引業である当社の概要等および苦情受付・苦情処理・紛争解決</p> <p>(1) 当社の概要</p> <p>①～⑦ (省 略)</p> <p>⑧沿 革： (追 加)</p> <p>(2) 当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要</p> <p>①店頭外国為替証拠金取引 当社とお客様とが相対で行う店頭外国為替証拠金取引「FX24」および「シストレ24」について、オンライン取引を提供させていただいております。なお、「シストレ24」については、投資助言業に該当します。</p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p> <p style="text-align: right;"><u>平成 25 年 12 月 1 日</u></p>	<p>④～⑨ (現行どおり)</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>3～6. (現行どおり)</p> <p>7. 金融商品取引業である当社の概要等および苦情受付・苦情処理・紛争解決</p> <p>(1) 当社の概要</p> <p>①～⑦ (現行どおり)</p> <p>⑧沿 革：</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">平成 26 年 03 月</td> <td style="padding: 2px;">株式会社サイバーエージェント FX (現： ワイジェイ FX 株式会社)の取引所為替証拠金取引事業を吸収分割により承継</td> </tr> </table> <p>(2) 当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要</p> <p>①店頭外国為替証拠金取引 当社とお客様とが相対で行う店頭外国為替証拠金取引「FX24」「シストレ24」および「トレードオート」について、オンライン取引を提供させていただいております。なお、「シストレ24」については、投資助言業に該当します。</p> <p style="text-align: center;">(以下現行どおり)</p> <p style="text-align: right;"><u>平成 26 年 4 月 28 日</u></p>	平成 26 年 03 月	株式会社サイバーエージェント FX (現： ワイジェイ FX 株式会社)の取引所為替証拠金取引事業を吸収分割により承継
平成 26 年 03 月	株式会社サイバーエージェント FX (現： ワイジェイ FX 株式会社)の取引所為替証拠金取引事業を吸収分割により承継		